

特別定額給付金を支給します

申請期限は8月17日(予定)まで

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、家計への支援を行うため各世帯1人につき10万円を給付します。

給付概要

申請できる人	住民基本台帳に記録されている世帯の世帯主(令和2年4月27日現在)
給付金額	世帯員1人につき10万円
振込先	世帯主の本人名義の銀行口座
申請受付期間	①郵送申請方式:5月18日(月)~8月17日(月)(予定) ②オンライン方式:5月2日(土)~8月17日(月)(予定)
振込予定日	【6月の予定】 6月3日(水)、11日(木)、17日(水)、24日(水) ※申請受付より2週間、毎週水曜日が目安。

※住民基本台帳(令和2年4月27日現在)に記録されている外国人も対象です。詳しくは市ホームページから多言語対応の案内チラシをご覧ください。

申請方法

①郵送申請方式	郵送された申請書に記入し、必要書類と一緒に返送。マイナンバーカードを所持する世帯主のみ対象。※詳しくは総務省ホームページ(https://www.soumu.go.jp)をご覧ください。
②オンライン申請方式	文化センター1階展示室で受付。※感染拡大防止のため、やむを得ない場合に限り、郵送での申請にご協力をお願いします。
③窓口申請方式	

※まだ申請書が届いていない人は、お手数をおかけしますが特別定額給付金給付担当へお問い合わせください。

配偶者からの暴力を理由に避難している人へ

配偶者からの暴力を理由に避難している人で、事情により基準日以前に住民票を移すことができなかった人は、申出手続きをすることで、世帯主でなくても同伴者の分を含めて給付金を受け取ることができます。

詳しくはお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。
特別定額給付金給付担当(生活支援課) ☎983-1123、午前9時~午後5時

市税等の納付が困難な人へ

新型コロナウイルスの影響により市税等の納付が困難な場合、徴収の猶予などを受けられる場合があります。詳しくは各担当部署にお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

名称	問い合わせ先
市税・国民健康保険料(徴収猶予)	○納付期限内の場合 税務課(☎983-2698) ○納付期限が過ぎている場合 京都地方税機構(☎0774-46-6566)
国民健康保険料(減免) 後期高齢者医療保険料(減免)	国保医療課(☎983-2962<国保>、2976<後期>)
国民年金保険料(免除)	京都南年金事務所(☎644-1165) 市民課(☎983-2594)
介護保険料(減免・徴収猶予)	高齢介護課(☎983-1328)
市営住宅の家賃(減免・徴収猶予)	住宅管理課(☎983-5767)
上下水道料金(支払猶予)	経営課(☎983-5216)

子育て世帯への臨時特別給付金を支給

子育て世帯の生活を支援するため、対象児童1人につき1万円の給付金を支給します。支給対象者 令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当受給者
※特別給付受給者は対象外。支給方法 6月10日から児童手当の振込口座へ順次支給申請手続 原則不要。対象者には、支給についてのお知らせを郵送しています。
※公務員の人は勤務先から申請の案内がありますので、公務員児童手当受給状況証明欄に証明を受けたうえで、申請書を出してください。
☎子育て支援課(☎983-1112)

傷病手当金を支給します

国民健康保険および後期高齢者医療被保険者のうち、新型コロナウイルスに感染またはその疑いがあるために業務に服することができない被用者(給与の支払いを受けている人)に手当金を支給します。対象者 次の条件をすべて満たす人。
①療養により業務に服することができなくなった日が連続する3日間を含み4日以上あった。
②①の期間中に給与等の全部または一部を受け取ることができなかった。
支給対象期間 業務に服することができなくなった日から連続して3日間(待期間)を経過した後、4日目以降の就労ができた期間(令和2年1月1日~9月30日)のうち、就労を予定していた日。
支給額 (直近の連続した3カ月間の給与収入の合計額÷就労日数)×2/3×日数
申請方法 申請書に必要事項を記入し、押印のうえ郵送。※申請書は市ホームページからダウンロード。国保医療課窓口でも配布しています。
☎国保医療課(☎983-2962<国保>、2976<後期>)

その他の支援情報については、市ホームページをご覧ください。

休業要請等に協力した事業者へ支援給付金を支給

府の緊急事態措置による施設の休止および営業時間の短縮の要請に協力いただいた事業者へ、「八幡市休業要請対象事業者支援給付金」を支給します。
支給要件 「京都府休業要請」を申請した事業者
支給額 中小企業・団体 20万円
個人事業主 10万円
※1施設当たりの支給額。
対象事業者支援給付金の支給決定を受けた中小企業・団体および個人事業主のうち、市内に休止等の対応を行った事業所を有する者。
申請の要否
①府へ申請した施設が市内の1カ所のみである法人または事業主
↓市への申請は不要。府からの情報をもとに指定口座に支払います。
②府へ申請した施設以外にも市内に対象となる施設がある法人または事業主
↓府の支給決定を受けた後、市への申請が必要です。
要項等配布場所 商工観光課 窓口、商工会事務局
市への申請方法 ②の該当者のみ7月31日(金)までに、申請書類を簡易書留やレターパックなど追跡可能な方法により〒614-8501(住所 city.yawata.kyoto.jp)

記載不要(商工観光課へ郵送してください)(消印有効)。
※封筒裏面に差出人の住所、氏名を記載してください。
※原則、持参による受付、対面での説明は行いません。ご不明な点は電話やメールでお問い合わせください。
申請書類や対象施設など、詳しくは要項または、市および府のホームページをご覧ください。
☎商工観光課(☎983-2962、53、メール:syokan@mb.city.yawata.kyoto.jp)

避難所における新型コロナウイルス感染症対策にご協力を

避難所の運営や利用時のお願いについては次のとおりです。

- ①避難所の開設数と親戚や友人の家などへの避難の検討について
避難所での密集を防ぐため、より多くの避難所を開設する予定ですが、可能な場合は親戚や友人の家などへの避難も検討してください。
- ②避難所での生活について
避難所では、感染症拡大防止のため、施設の換気を行います。施設内では、手洗い・うがい・消毒の励行、マスクの着用を含む咳エチケットへのご協力をお願いします。また、マスクや消毒液などが不足していますので、できるだけ自ら携帯してください。
- ③自宅療養者等の避難について
自宅療養等を行っている人は、保健所等との調整により、避難先の決定を行いますので、避難所への独自の避難は避けてください。
- ④避難者の健康状態の確認について
避難所では健康状態確認のため、定期的な検温等を行いますので、体温計を持参してください。他にも常備薬など必要となるものは持参してください。
- ⑤避難所で新型コロナウイルスを発症した場合
感染者には、可能な限り専用のスペースの確保に努めますが、必要に応じ、適切な施設への移動をお願いする場合があります。
☎防災安全課(☎983-3200)

マスク等の捨て方に注意を

ごみ収集作業員などへの新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクやティッシュなどを捨てる際は注意してください。
○ごみ袋から直接外に飛び出さないようにするため、小分け袋に入れてからごみ袋に捨ててください。



○ごみ袋は中の空気を抜き、中身が飛び散らないよう口をしっかり縛ってください。
☎環境業務課(☎983-1114)